

議会 NEWS

政務活動費（旧称：政務調査費）の何が変わった？

地方自治法の改正により、これまで議員（会派）に交付されてきた「政務調査費」の呼称を「政務活動費」に変更するとともに、その使途の内容や情報の公開について、この法律の改正に基づき見直し（条例の改正）を行いました（平成25年3月1日から施行）。ここでは、条例の改正内容の概要を説明します。

1 政務活動費とは

議員の調査研究に資するために必要な経費として、議員（会派）に交付するものです。

当市議会では、議員1人当たり年額24万円を支給しています。

主な使途としては、調査研究に要する事務経費のほか、地方自治に関する書籍の購入、先進施策を行っている地方自治体への視察や、議会に関する研究フォーラム等への参加、議員の広報ニュース発行等です。

2 見直しのポイント

・呼称の変更

「政務調査費」から「政務活動費」に。

・使途の拡大について検討

法律では、これまで「議員の調査研究に資する

ため必要な経費」とされてきましたが、「その他の議員活動（国への要請活動にかかる経費等）」にも、市の条例で定めれば、「政務活動費」として支出することが可能となりました。

当市議会では、これまでの使途の内容を改めて検証した結果、別表のように、これまでどおり「調査研究」のための経費に限定することとしました。

・使途の透明性の確保

当市議会では、政務調査費の収支について、領収書を含むすべての関係書類を議会図書室（議会事務局内）で公開してきました。

このたびの法律の改正を機に、検討した結果、これまで以上の情報の公開に努めることとし、平成24年度の収支状況から、下図の三通りの方法で情報を公開することとしました。

3 他の自治体の状況

多摩地域26市（本市を含む。）の政務活動費の平均交付額は、議員1人当たり年額約32万1千円、東京23区は約197万5千円です。

（平成25年4月1日時点）

（別表）政務活動費を充てることができる支出項目

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
視察研修費	会派が行う先進地等への視察・研修等に要する経費又は他団体等が開催する視察・研修等への参加に要する経費
広報費	会派の調査研究に係る活動、議会活動及び市の政策について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの要望及び意見の聴取、住民相談等に要する経費
資料作成費	会派が行う調査研究に係る活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究に係る活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
事務費	会派が行う調査研究に係る活動のために必要な事務用消耗品の購入、事務機器のリース、文書通信（インターネット及びファクシミリ装置を用いて行う通信をいう。）その他事務の執行に要する経費

収支状況の公開



本会議をご自宅でもインターネットでご覧になれます

当市では、本会議の様子をインターネットで「ライブ中継」及び「録画配信」しております。図のとおり順番にクリックしていただければご覧になれますので、お時間のあるときにぜひご視聴ください。

※「録画配信」は、原則、開催日翌日の午後8時以降に配信します。ただし、土日祝日は除く。

Step 1 ホームページから「市議会」をクリックする。

Step 2 「市議会」メニューから「議会インターネット中継」をクリックする。

Step 3 「議会インターネット中継」画面で「ライブ中継を見る」をクリックする。

Step 4 「ライブ中継を見る」画面で「開催日から選ぶ」をクリックする。

Step 5 開催日を選択し、本会議開催時間中のみ（または次の定例会までの間）に視聴する。

ご覧になりたい開催日を選んでください